

## 岡崎市創業資金利子補給補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市 長

(申請者)住所又は所在地

氏名又は名称  
(署名または記名押印)  
電話番号

申請者又は代表者の生年月日 昭和・平成 年 月 日

(法人の場合)法人番号

岡崎市創業資金利子補給補助金の交付について、次のとおり申請します。  
なお、本申請に当たって、税情報の調査が行われることに同意します。

## 1 市費補助事業の目的

日本政策金融公庫の創業資金の融資を受け、事業を円滑に開始することを目的とする。

## 2 市費補助事業の内容

事業活動を円滑に開始するため、 の借入をし、遅滞なく利子を償還した。

(創業年月日 年 月 日)

(営業所所在地 )

## 3 市費補助事業の実施期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日

## 4 交付を受けようとする市費補助金の額及びその算出の基礎

市費補助金の額 円 (支払利子額 円)  
(融資金額 千円)  
(うち営業車両等購入に係る融資金額 千円)

補助対象 融資実行以後に遅滞なく支払った6回分の利子

算出の基礎 補助対象額の50%  
ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合は80%

- 岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する場合。
- 伝統的工芸品に係る事業を行う場合。
- 融資実行時点において、30歳未満の中小企業者である場合。
- 市と公庫の協議により定め、公表する社会的課題の解決に資する事業を行う場合。  
(ただし、算出した補助金額が20万円を超えるときは20万円とする。)  
(補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

## 5 その他

 当社(又は私)は、市内に住所又は本店を有し、かつ、市内に主たる事務所又は事業所を有しています。 当社(又は私)は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 岡崎市暴力団排除条例(平成23年岡崎市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下暴力団関係者)ということ。
- 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいる法人その他の団体であること。

添付書類: ①創業した日または創業予定日がわかるいずれかの書類(創業計画書・開業届の写し・履歴事項全部証明書の写し)  
②貸付実行通知書、③支払額明細書、④納税証明書、⑤許認可等、⑥車検証(電子車検証の場合は、車検証及び記録事項)の写し

記載例

## 岡崎市創業資金利子補給補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市 市長

署名または記名押印

(申請者)住所又は所在地 申込人住所

氏名又は名称 申込人名称・代表者名

(署名または記名押印)

電話番号 ○○-××××

申請者又は代表者の生年月日 昭和・平成 年 月 日

(法人の場合)法人番号

岡崎市創業資金利子補給補助金の交付について、次のとおり申請します。  
なお、本申請に当たって、税情報の調査が行われることに同意します。

## 1 市費補助事業の目的

日本政策金融公庫の創業資金の融資を受け、事業を円滑に開始することを目的とする。

## 2 市費補助事業の内容

事業活動を円滑に開始するため、 の借入をし、遅滞なく利子を償還した。

(創業年月日 ○年○月○日)

(営業所所在地 営業所所在地 )

3 市費補助事業の実施期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日

## 4 交付を受けようとする市費補助金の額及びその算出の基礎

市費補助金の額 円 (支払利子額 円)  
(融資金額 千円)  
(うち営業車両等購入に係る融資金額 千円)

補助対象 融資実行以後に遅滞なく支払った6回分の利子

算出の基礎 補助対象額の50%  
ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合は80%

- 岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する場合。
- 伝統的工芸品に係る事業を行う場合
- 融資実行時点において、30歳未満の中小企業者である場合
- 市と公庫の協議により定め、公表する社会的課題の解決に資する事業を行う場合。  
(ただし、算出した補助金額が20万円を超えるときは20万円とする。)  
(貸付金額が50万円未満の場合はこれを切り捨てる。)

## 5 その他

確認のうえ、□へ✓を記載してください。

- 当社(又は私)は、市内に住所又は本店を有し、かつ、市内に主たる事務所又は事業所を有しています。
- 当社(又は私)は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 岡崎市暴力団排除条例(平成23年岡崎市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下暴力団関係者)ということ。
  - 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいる法人その他の団体であること。

添付書類: ①創業した日または創業予定日がわかるいずれかの書類(創業計画書・開業届の写し・履歴事項全部証明書の写し)

②貸付実行通知書、③支払額明細書、④納税証明書、⑤許認可等、⑥車検証(電子車検証の場合は、車検証及び記録事項)の写し

【令和6年4月1日改訂版】